

基本的事項の協議方針について

基本方針:原則として、長岡地域合併協議会の協議結果を尊重するものとする。

項目名		先行合併の協議結果
合併の方式		長岡市への編入合併
合併の期日		※別に検討する（「市町村の合併の特例等に関する法律」期限内の合併を目的に調整）
新市の名称		長岡市
新市の事務所の位置		現長岡市役所の位置
議会の議員の定数及び任期の取扱い	定数	市町村の合併の特例に関する法律に規定する定数特例を適用する。
	任期	長岡市議会議員の残任期間とする。
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		長岡市の農業委員会に統合するし、合併される区域の委員のうち、引き続き在任する委員は協議により 40 人を超えない範囲で定める。 任期は、長岡市の委員の残任期間とする。
地方税の取扱い		長岡市の制度に統一する。 ただし、差があるものは段階的に統一する。
一般職の職員の身分の取扱い		長岡市の職員として引き継ぐ。
財産の取扱い		すべて長岡市が引き継ぐ。
特別職の身分の取扱い		合併の前日をもって失職とする。
組織機構及び支所の取扱い		1 現在の長岡市役所を本庁とし、町役場を支所とする。 2 新市の組織機構の整備については、住民サービスの低下をきたさないことや、地域の特性を生かし、地域振興に対応できることなどを基本として整備する。
条例・規則等の取扱い		原則として、長岡市の条例、規則等を適用する。
一部事務組合の取扱い		一部事務組合ごとに調整方針を策定
使用料・手数料の取扱い	使用料	1 体育館など施設使用料については、原則として現行どおりとする。 2 行政財産使用料及び占用料については、長岡市の制度に統一する。
	手数料	原則として合併時に統一する。

項目名	先行合併の協議結果
公共的団体等の取扱い	新市の一体感の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向、実情等を尊重しながら、法の趣旨等に沿って調整に勤める。
町名・字名の取扱い	1 長岡市は現行どおり 2 「大字」の表記は削除し、町名が重複しないように調整する。
各種団体への補助金・交付金の取扱い	各種団体への補助金・交付金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性及び地域特性の観点から、調整を図る。
慣行の取扱い	長岡市の制度に統一する。 1 市章及び市旗 2 市民憲章及び宣言 3 市の花及び木 4 市の歌
地域自治の取扱い	(設置期間) ・概ね 10 年間とする。 ・ただし、概ね 5 年経過後にそれまでの成果の検証を行う。 ・さらに、市域全体の地域自治組織との均衡を考慮して見直しを行う。 (支所) 支所長：部長級の一般職 職 務：支所の総括及び地域固有業務に係る事務執行等 (地域委員会) 役割：当該地域のまちづくりに係る提案 当該地域に係る各種計画策定・変更の協議 支所で行う地域固有業務の検討 等 任期：2 年間
各種事務事業の取扱い	全体として住民サービスを低下させないように調整する 【調整の分類】 ・同じ制度の場合・・・現行どおり ・制度が違う場合・・・(1)合併時(合併後)に統一(廃止) (2)現行どおり(統一の対象なし) ・地域固有業務・・・現行どおり、当分の間現行どおり
合併基本計画	※別紙「策定方針」のとおり